平成２３年（フ）第２６９号
茨城県小美玉市羽鳥2473番地１
債務者　浅野　礼子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
茨城県古河市尾崎705番地１
債務者　栃木スギ子（旧姓栗崎）
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４１９号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地31―501
債務者　嶋野　幹也
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
京都市伏見区深草飯食山町21番地１
債務者　古谷　俊明
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
京都府長岡京市東神足２丁目14番１―101号　藤和シティホームズ神足101
債務者　山口　洋子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
京都市山科区椥辻中在家町17番地　プラザ椥辻５Ｆ―Ｂ
債務者　秦　　信樹
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
京都市山科区音羽野田町15番地４　第２平木マンション203号
債務者　和田　惠藏
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市書写1070番地１　市営書写東住宅４棟103号
債務者　原田　未佳
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２７号
広島市西区東観音町14番５号
債務者　佐々木須磨子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２９号
広島市中区住吉町８番３―301号
債務者　橋本　陽子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６４号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番１―1303号　ライオンズガーデン府中
債務者　矢野　竜一
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５３号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目１番９号
債務者　下河内　茂
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５４号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目１番９号
債務者　下河内理恵
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９０号
広島県大竹市南栄２丁目５番28号
債務者　橋本　信子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
福岡市早良区田村７丁目13番３―103号
債務者　山内　友子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９号
福岡市城南区茶山１丁目２番14号
債務者　小宮真喜子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４号
福岡市早良区百道１丁目13番12号
債務者　谷崎　惠子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８８号
福岡県大野城市月の浦３丁目７番３号
債務者　野田　淳哉
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部